

令和3年度からココが変わりました

ID 1003124

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除額および公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられました。なお、給与所得と年金所得の両方を有する人は、片方に係る控除のみが減額されるように、給与所得控除後の給与所得から10万円を控除する措置が講じられます。

給与所得控除の見直し

- 給与所得控除が上限となる給与収入が1000万円から850万円に引き下げられます。
 - 控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。
- ※子育てや介護に配慮する観点から、22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる場合は、負担増が生じないような措置が講じられます。

公的年金等控除の見直し

- 公的年金収入が1000万円を超える場合、控除額の上限が195万5000円となります。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1000万円を超え2000万円以下である場合一律10万円、2000万円を超える場合一律20万円が控除額から引き下げられます。

基礎控除の見直し

- 合計所得金額が2400万円を超え、2450万円以下である場合、基礎控除の金額が32万円になります。
- 合計所得金額が2450万円を超え、2500万円以下である場合、基礎控除の金額が16万円になります。
- 合計所得金額が2500万円を超える場合、基礎控除は適用されません。

未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の見直し

- 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一のひとり親控除（控除額30万円）が適用されます。
 - 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。
- ※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外です。

こんな時はどうなるの？



Q 転出・転入した時はどうなりますか？

A 市県民税は、その年の1月1日現在の住民登録地で課税されます。1月2日以後に刈谷市へ転入した場合は、転入前に住んでいた市区町村での課税となりますので、そちらへお問い合わせください。また、1月2日以後に他の市区町村へ転出した場合には、刈谷市で課税されます。

Q 前年に退職し、その後収入がなくても課税されますか？

A 課税される場合もあります。市県民税は、前年の所得に対して1年遅れて課税されるので、退職するまでの前年の所得に対する市県民税が今年課税され、納付書が送付されます。

Q 普通徴収の納税通知書が届きましたが、勤務先での特別徴収に切り替えることができますか？

A 納期を過ぎていない部分については切り替えることができますが、勤務先から特別徴収に切り替える書類を提出していただく必要があります。まずは、勤務先の給与担当者にご相談ください。

Q 退職後の市県民税はどうやって納付するのですか？

A 特別徴収されていた人が年の途中で退職した場合、特別徴収できなくなった残りの税額は普通徴収の方法で納付していただきます。ただし、次の場合は除きます。

- ・別の会社に就職して、引き続き特別徴収されることを勤務先に申し出た場合
- ・退職した人が、退職手当などから残りの税額を一括して徴収されることを勤務先へ申し出た場合

令和
3年度

市県民税のお知らせ

問 税務課 (☎62-1205)

市県民税は、その年の1月1日現在で市内に住んでいる人に対して課税され、税額はその人の前年の所得（収入額から、必要経費や所定の控除額を差し引いた額）に応じて計算されます。また、市内に住んでいなくても、市内に事務所・事業所や家屋敷のある人には、均等割が課税されます。なお、県民税は市民税を納める際に併せて納めていただき、市を経由して県へ納付されます。

税額の計算 ～所得割と均等割～

市県民税には、前年の所得に応じて課税される所得割と、対象者に一律に課税される均等割の2種類があり、この2つの合計額が市県民税の税額となります。

所得割額 所得割の税率（分離課税を除く）▶市民税…6% ▶県民税…4%

前年の所得と控除に応じて計算されます。課税総所得金額^{*1}に税率を乗じ、税額控除^{*2}を差し引いた金額が所得割額となります。

*1 総所得金額から所得控除額を差し引いた金額（千円未満切捨て）

*2 配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除など

均等割額 均等割の税額 ▶市民税…3,500円 ▶県民税…2,000円

一定の所得（下の「所得割も均等割もかからない人」参照）を超えた人に対して、一律に課税されます。

市県民税が課税されない人

所得割も均等割もかからない人

- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - 前年の合計所得金額が次の金額以下の人
- ▶ 扶養親族がいない場合…42万円
▶ 扶養親族がいる場合……32万円×(1+扶養親族数)+28.9万円

所得割のみがかからない人

- 所得控除の合計額が所得金額の合計額を上回る人
 - 前年の総所得金額等が次の金額以下の人
- ▶ 扶養親族がいない場合…45万円
▶ 扶養親族がいる場合……35万円×(1+扶養親族数)+42万円

納付の方法 ～特別徴収と普通徴収～

市県民税の納付方法には3つの種類があります。

給与からの特別徴収	事業所（勤務先）を通じて給与からの天引きにより納める方法です。税額通知は毎年5月中旬ごろに事業所へ送付し、事業所より各個人に配られます。
普通徴収	毎年6月中旬に市役所から各個人に直接送付する納税通知書により、各個人が納める方法です。※市県民税が課税されない人には納税通知書を送付しません。
公的年金からの特別徴収	令和3年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、納税義務のある個人が、公的年金からの天引きにより納める方法です。